

○専決処分事項の指定について

平成 23 年 11 月 22 日議決

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により、木曾広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 木曾広域連合が当事者である 1 件 50 万円以下の和解(示談を含む。)に関する  
こと。
- 2 木曾広域連合の義務に属する 1 件 50 万円以下の損害賠償の額を定めること。